

阿賀野市告示第144号

阿賀野市最低制限価格制度実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年6月16日

阿賀野市長 加藤 博 幸

阿賀野市最低制限価格制度実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市最低制限価格制度実施要綱（平成28年阿賀野市告示第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「100分の90を乗じて得た額を超える場合は比較予定価格に100分の90」を「10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は比較予定価格に10分の9.2」に、「100分の70」を「10分の7.5」に改め、同号ア中「100分の97」を「10分の9.7」に改め、同号イ及びウ中「100分の90」を「10分の9」に改め、同号エ中「100分の55」を「10分の6.8」に改め、同項第2号中「100分の70」を「10分の7.5」に、「100分の90」を「10分の9.2」に改め、同条第3項第1号中「合計額」の次に「(以下「別表合計額」という。)」を加え、同号ただし書を次のように改める。

ただし、次のアからウまでに掲げる業務に係る競争入札の比較最低制限価格については、当該アからウまでに規定する額とする。

ア 測量業務 別表合計額が比較予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては比較予定価格の10分の8.2とし、比較予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては比較予定価格の10分の6とする。

イ 建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務 別表合計額が比較予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては比較予定価格の10分の8とし、比較予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては比較予定価格の10分の6とする。

ウ 地質調査業務 別表合計額が比較予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては比較予定価格の10分の8.5とし、比較予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては、比較予定価格の3分の2とする。

第4条第3項第2号中「100分の70を乗じて得た額から比較予定価格に100分の90を乗じて得た額」を「10分の6を乗じて得た額から比較予定価格に10分の8を乗じて得た額まで（測量業務にあっては比較予定価格に10分の6を乗じて得た額から比較予定価格に10分の8.2を乗じて得た額まで、地質業務にあっては比較予定価格に3分の2を乗じて得た額から比較予定価格に10分の8.5を乗じて得た額まで）」に改める。

別表測量業務の項中「１００分の４８」を「１０分の４．８」に改め、同表建築関係の建設コンサルタント業務の項中「１００分の６０」を「１０分の６」に改め、同表土木関係の建設コンサルタント業務の項中「１００分の９０」を「１０分の９」に、「１００分の４８」を「１０分の４．８」に改め、同表地質調査業務の項中「１００分の９０」を「１０分の９」に、「１００分の８０」を「１０分の８」に、「１００分の４５」を「１０分の４．８」に改め、同表補償関係コンサルタント業務の項中「１００分の９０」を「１０分の９」に、「１００分の４５」を「１０分の４．５」に改める。

附 則

この告示は、令和７年７月１日から施行する。